

独立行政法人日本学術振興会研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業に係る  
若手研究者雇用支援金取扱要領

令和5年1月25日  
理事長 裁定

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業において交付する若手研究者雇用支援金（以下「雇用支援金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業実施要項（令和5年1月25日理事長裁定）（以下「実施要項」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、実施要項第5条第2項の規定に基づき、我が国の学術研究の発展に向けた優秀な若手研究者の効果的な育成と更なる研究奨励に資するため、振興会から研究機関に交付する雇用支援金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって雇用支援金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領における用語の意義は、実施要項第3条に定めるところによるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 雇用支援事業 振興会が行う研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業をいう。
- 二 支援対象機関 雇用支援金の交付対象となった研究機関をいう。
- 三 不正使用等 次号及び第5号に掲げる不正使用及び不正受給の総称をいう。
- 四 不正使用 故意若しくは重大な過失による雇用支援金の他の用途への使用又は雇用支援金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 五 不正受給 偽りその他不正の手段により雇用支援金の交付を受けることをいう。
- 六 法令等 法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。

(雇用支援金の交付の対象)

第4条 雇用支援金の交付の対象は、支援対象機関が行うPD等の雇用とする。

(雇用支援金)

第5条 振興会は、支援対象機関がPD等を雇用する際に要する経費のうち、次項に掲げる経費について、予算の範囲内で支援対象機関に雇用支援金を交付する。

- 2 支援対象機関は、雇用支援金を支援対象機関が雇用するPD等に対して月ごとに支払う基本給に

充てるものとする。ただし、支援対象機関において地域手当の支払いがある場合においては、当該手当にも充てることができる。

- 3 支援対象機関が雇用する PD 等一人あたりの雇用支援金の月額、振興会が特別研究員事業において当該年度の特別研究員に対し採用区分に応じてそれぞれ支給する研究奨励金の月額を上限とし、前項に規定する経費のうち、支援対象機関が雇用する PD 等に対して実際に支給する額とする。
- 4 支援対象機関が雇用する PD 等に対して支払う第 2 項に定める経費は、振興会が特別研究員事業において当該年度の特別研究員に対し採用区分に応じてそれぞれ支給する研究奨励金の月額を下回ることができない。ただし、雇用する PD 等の休業・休職等により、支援対象機関の規定に基づき当該額を下回ることとなる場合は、この限りではない。
- 5 支援対象機関が雇用する PD 等一人あたりの雇用支援金の総額は、振興会が特別研究員事業において採用区分に応じてそれぞれ支給する研究奨励金の当初の採用期間に係る総額を上限とする。ただし、振興会が当該 PD 等に支給した研究奨励金がある場合は、当該額を雇用支援金の総額の上限から控除する。

(交付申請者)

第 6 条 雇用支援金の交付の申請をすることができる者は、実施要項第 6 条に定める雇用制度導入機関として登録された研究機関のうち、PD 等の受入研究機関の長とする。

(交付の対象期間)

第 7 条 雇用支援金の交付の対象となる期間は、一人の PD 等につき、支援対象機関が PD 等の雇用を開始する月を起点として、当該 PD 等の雇用を終了する月までとする。ただし、振興会が第 5 条第 5 項に定める一人の PD 等に係る雇用支援金の総額の上限を超える場合は、この限りではない。

(交付の申請手続)

第 8 条 雇用支援金の交付を受けようとする者は、別に定める募集要項に基づき、振興会に申請し、雇用制度導入機関として登録された後、毎年度振興会の定める期日までに、別に定める様式により交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 9 条 振興会は前条により雇用支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、申請の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、雇用支援金を交付すべきものと認めたときには、速やかに雇用支援金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、雇用支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を別に定める交付決定通知書をもって雇用支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 雇用支援金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る雇用支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに交付の申請を取り下げることができることとする。

2 前項の取下げをしようとするときは、別に定める様式による交付申請取下書を振興会に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る雇用支援金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(雇用支援金の使用制限)

第11条 雇用支援金の交付を受けた者は、雇用支援金をPD等の雇用に必要な経費のうち第5条第2項に規定される経費にのみ使用しなければならない。

(雇用支援金の交付申請内容の変更)

第12条 雇用支援金の交付を受けた者が、雇用するPD等の人数の変更等により、当初の交付決定額を超えて雇用支援金の使用が必要になったときは、別に定める様式による変更交付申請書を振興会に提出し、その承認を受けなければならない。

(雇用支援金の使用の廃止)

第13条 雇用支援金の交付を受けた者は、PD等の機関移動その他やむを得ない理由により、PD等との雇用契約を解除し、支援対象機関内において雇用するPD等の該当がなくなる場合は、雇用支援金の使用を廃止するものとし、速やかに別に定める様式による廃止承認申請書を振興会に提出し、その承認を受けなければならない。

(届出)

第14条 雇用支援金の交付を受けた者は、災害その他やむを得ない理由によりPD等の雇用が困難となった場合においては、速やかに別に定める様式による雇用状況報告書を振興会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 雇用支援金の交付を受けた者は、PD等の雇用の遂行及び収支状況について振興会から報告の要求があったときは、速やかに別に定める様式による実施状況報告書を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は必要があると認めるときは、PD等の雇用の遂行及び収支状況について調査することができる。

(実績報告)

第16条 雇用支援金の交付を受けた者は、毎年度末及び雇用支援金の使用の廃止の承認を受けた

ときは、振興会の定める期日までに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

- 2 PD等の雇用期間中、前項に規定する振興会の定める期日までに実績報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する日時までに特段の理由なく実績報告書を提出しない場合には、振興会は、第9条各項の規定にかかわらず、この者に対して雇用支援金の支払を留保するものとする。
- 3 前項の規定により雇用支援金の支払いを留保されている者が、その後、振興会が別に指示する日時までに実績報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

#### (検査及び報告)

第17条 振興会は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、当該実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。

- 2 振興会は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

- 一 雇用支援金の支出状況についての支援対象期間中の検査
- 二 その他振興会が必要と認めた検査

- 3 振興会は、前2項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、振興会は必要に応じ支援対象機関に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

- 一 実績報告書に記載されている雇用支援金の使用内容と支出した経費との整合性
- 二 交付申請書と実績報告書の内容の整合性
- 三 第25条第1項に掲げる帳簿、書類
- 四 その他振興会が雇用支援事業に関して必要と認める事項

- 4 振興会は、第1項及び第2項の検査を支援対象機関の施設その他の事業所において行うことができる。

- 5 振興会は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ支援対象機関に対して、検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を必要に応じて通知するものとする。

- 6 支援対象機関は、前項の通知を受けたときは、振興会があらかじめ指定する書類を準備し、PD等の雇用に係る内容及び経理内容等を説明できる者を振興会の指定する検査場所に支援対象機関の負担で派遣するものとする。

- 7 振興会が、必要があると認めたときは、関係省庁の職員を立ち合わせることができるものとし、支援対象機関はこれを受け入れるものとする。

- 8 振興会が第2項第2号の検査をできる期間は、第18条の規定による雇用支援金の額の確定の日（事業の廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間とする。

#### (雇用支援金の額の確定)

第18条 振興会は、第16条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、支援対象機関の支出が雇用支援金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき雇用支援金の額を確定し、雇用支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

(雇用支援金の返還)

第19条 振興会は、前条の規定により雇用支援金の額を確定した場合において、すでにその額を超える雇用支援金が交付されているときは、雇用支援金の交付を受けた者にその超える部分の雇用支援金の返還を請求するものとし、雇用支援金の交付を受けた者はこれを返還しなければならない。

2 前項の雇用支援金の返還期限は、当該返還請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

3 振興会は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(労働環境の整備)

第20条 支援対象機関は、PD等との雇用契約の締結においては、法令等の趣旨に従い、適切な労働環境の整備に努めなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 振興会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 支援対象機関が、法令等、実施要項、本取扱要領、募集要項、事務処理説明書、諸手続の手引及び雇用支援金の交付の決定の内容又は法令若しくは本取扱要領に基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合

二 支援対象機関が、PD等の雇用に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

三 支援対象機関が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合

四 支援対象機関が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合

五 支援対象機関が、差し押さえを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け、又はそのおそれが生じた場合

六 支援対象機関が雇用するPD等が、特別研究員の採用を辞退した場合又は独立行政法人日本学術振興会特別研究員事業実施要項(平成15年11月17日理事長裁定)第13条の規定により特別研究員の資格を喪失した場合。ただし、当該PD等の辞退又は資格の喪失について支援対象機関の責めに帰すべき事由がないときは、既に当該PD等の辞退又は資格の喪失後の期間に係る雇用支援金が交付されている場合であっても、支援対象機関が当該PD等の辞退を知った日又は振興会が資格の喪失を決定した日までに支援対象機関が当該PD等の基本給等に充てた雇用支援金について、振興会は交付決定の全部若しくは一部の取消し、又は変更をしないことができる。

2 前項の規定は、第18条に規定する雇用支援金の額の確定があった後においても適用があるも

のとする。

- 3 振興会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する雇用支援金が交付されているときは、交付した雇用支援金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 4 振興会は、前項の規定により返還を請求する場合には、その請求に係る雇用支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利3%の割合で計算した加算金の納付を併せて請求するものとする。
- 5 第19条第2項の規定は、第3項の規定に基づく雇用支援金の返還及び前項の加算金の納付を請求する場合において準用する。

(不正使用等に関する措置等)

- 第22条 振興会は、雇用支援事業において不正使用等が行われた疑いがあると認める場合には、支援対象機関に対し、振興会の指示による調査を要請することができるものとし、支援対象機関はその調査結果を文書で振興会に報告する。また、振興会は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、支援対象機関は振興会の調査に協力するものとする。
- 2 振興会は、雇用支援事業において不正使用等が行われた疑いがあると認める場合には、支援対象機関に対し、振興会が必要と認める間、雇用支援金の使用の一時停止を指示すること若しくはその後の交付決定及び支払を留保することができ、支援対象機関はこれに従うものとする。この場合、当該不正使用等についての調査の結果不正使用等が認定されなかったときでも、振興会は、雇用支援金の使用停止若しくは交付決定及び支払の留保に基づく損害を賠償する責を負わない。
  - 3 振興会は、第1項に定める調査又は報告の結果、不正使用等が行われたと認定したときは、本取扱要領に定める措置のほか、関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、支援対象機関はこれに従わなければならない。

(支援対象機関の責任及び事故報告義務)

- 第23条 支援対象機関は、雇用支援金について、支援対象機関の責任において使用するものとする。
- 2 支援対象機関は、PD等の雇用にあたり、支援対象機関、PD等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合、その費用と責任においてこれを解決するものとし、振興会に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、振興会の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。
  - 3 支援対象機関は、前項の場合、速やかにその具体的内容を振興会に対し文書で報告しなければならない。

(雇用支援金の支払)

- 第24条 雇用支援金の支払は、原則として第18条の規定により交付すべき雇用支援金の額が確定した後に行うものとする。ただし、振興会は必要があると認められる場合には、雇用支援金の全部又は一部を概算払することができる。

2 支援対象機関は、前項ただし書により雇用支援金の支払を受けようとするときは、別に定める様式による雇用支援金概算払請求書を原則四半期ごとに振興会に提出しなければならない。

(雇用支援金の経理等)

第25条 支援対象機関は、PD等の雇用についての収支簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分してPD等の雇用経費の収入額及び支出額を記載し、雇用支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 支援対象機関は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類の整備及び前項に規定する収支簿の作成並びに保管について、これを雇用支援金の額の確定の日(事業の廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

3 振興会は、必要があると認めるときは、雇用支援金の交付を受けた者に対し、その雇用支援金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(報告の公表)

第26条 振興会は、第15条第1項、第16条第1項及び前条第3項の規定による報告について、その全部又は一部を公表することができる。

(個人情報の取扱い)

第27条 支援対象機関は、PD等の雇用にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下「当該個人情報」という。)の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係する法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。

2 支援対象機関は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 支援対象機関は、当該個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、振興会に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(その他)

第28条 実施要項、本取扱要領、募集要項、事務処理説明書及び諸手続の手引に定めるもののほか、雇用支援金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(管轄)

第29条 雇用支援事業に関連する振興会と支援対象機関における一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この要領は、令和5年1月25日から施行する。